

倉吉市

水道施設の耐震化・更新及び水道料金の改定 に関するパブリックコメント資料

<募集期間>

令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)午後5時

【 募集するテーマ 】

1. 水道施設の耐震化・更新

令和22年度に耐震化率40%を目指すことについて

2. 水道料金の改定

耐震化の推進、人口減少、物価上昇などに対応するため、
令和7年度に一律20%引き上げることについて

3. 水道料金体系

基本水量の引き下げ、用途別料金から口径別料金への移行について

このパブリックコメントに関するご質問は、下記のお問い合わせまでご連絡ください。
なお、口頭・電話でのご意見は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ】

倉吉市上下水道局業務課

電話：0858-27-0633

電子メール：suidou11@city.kurayoshi.lg.jp

1. 水道施設の耐震化・老朽化対策

【令和22年度に耐震化率40%を目指すことについて】

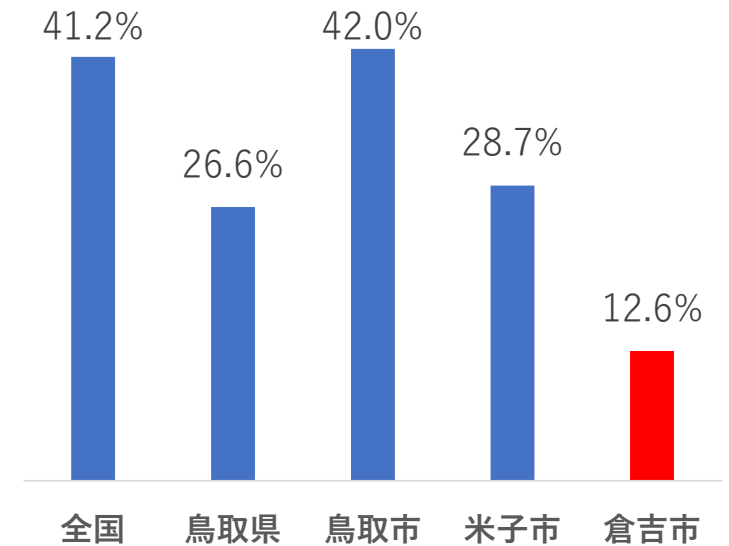
<施設の耐震化・更新の遅れ>

令和6年1月に発生した能登半島地震を受けて、重要なライフラインである水道施設の耐震化が注目されています。

災害時でも安定的に水を供給し続けるためには、水道施設の耐震化・更新という事前の備えが必要です。

しかし、耐震化の指標の1つである市の「上水道の基幹管路耐震適合率（重要な施設に接続する水道管の耐震化率）」は、全国平均や県平均よりも低く、大規模災害に備えた計画的な耐震化が必要です。

また、市内の多くの水道管は老朽化しており、更新時期を迎えています。こうした耐震化や更新には多額の工事費がかかり、近年の物価高騰の影響もありその費用は年々増加しています。



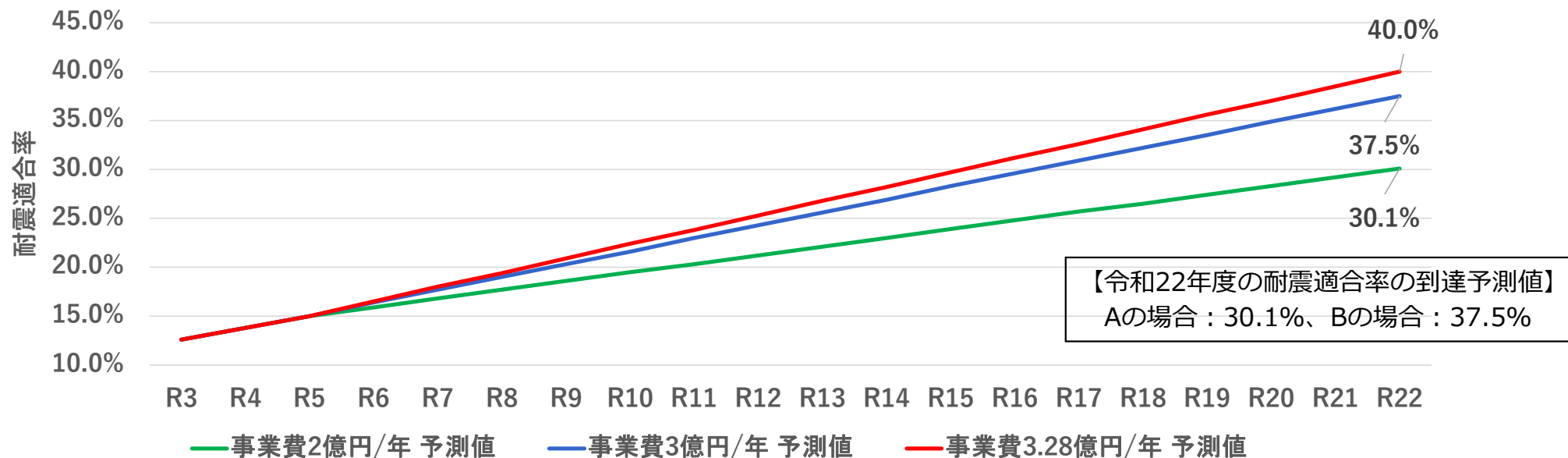
上水道の基幹管路耐震適合率
(令和3年度末時点)

令和元年度策定の「倉吉市上水道事業基本計画・上水道施設耐震化・更新計画」に基づき令和22年度には上水道の基幹管路耐震適合率が40%に達するよう事業を推進していきます。

<耐震化（耐震適合率40%）に必要な事業費の見積り>

令和元年度時点の計画では、令和22年度までに基幹管路耐震適合率（重要な施設に接続する水道管の耐震化率）40%を達成するために必要な事業費は、2億円/年を想定していました。しかし、資材などの物価上昇の影響等を受けて、耐震化・更新事業に遅れが出ています。

令和22年度末に基幹管路耐震適合率を計画目標値である40%に到達させるために必要な事業費は、現在の物価を基準とした場合、3.28億円/年と見積もっています。



令和6年度以降、現在の物価を基準として、仮に A：2億円/年（当初計画値）、B：3億円/年（≒近年の実績値）と更新事業を進めた場合の耐震適合率の予測値

2. 水道料金の改定

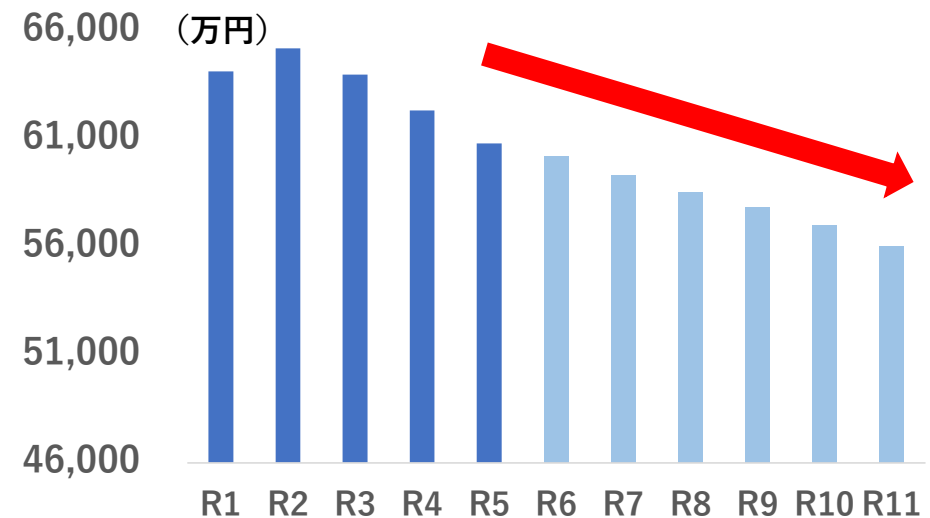
【耐震化の推進、人口減少、物価上昇などに対応するため、令和7年度に一律20%引き上げることについて】

< 料金改定の必要性：耐震化・更新事業の財源確保 >

水道料金は、管路の耐震化・更新費用の主要な財源です。消費税率に係る改定を除くと、平成8年7月の料金改定以降、料金を据え置いてきましたが、人口減少、節水機器の普及に伴う水需要の減少などにより、料金収入が減少し続けています。

料金収入が減少する一方で、資材などの物価上昇の影響等を受けて、維持管理経費は増加しています。これまで、上下水道組織の統合や窓口業務の包括委託などの実施により、経費削減に努めてきましたが、耐震化・更新事業のための利益（財源）の確保が困難な状況となっています。

水道事業(上水道)の料金収入【消費税抜】
※令和6年度以降は予測



令和22年度に基幹管路耐震適合率（重要な施設に接続する水道管の耐震化率）40%を達成するため、耐震化・更新事業の財源として、令和7年度～令和10年度の4年間で約6億円の利益を確保することが必要です。そのためには、水道料金を20%程度引き上げることが必要だと試算しています。なお、水道料金は、4年後を目途に見直しをすることとしています。

<一律20%引き上げの料金改定をした場合のイメージ>

料金試算の例を次に示します。（料金の表示には、量水器使用料を含みます。）

用途	口径 mm	使用 水量	現行料金 (消費税込)	該当者 イメージ
一般	13	8m ³	825円	単身世帯
一般	13	20m ³	2,356円	3～4人世帯
団体	40	1,000m ³	185,658円	病院・工場



用途	口径 mm	使用 水量	改定後料金 (消費税込)	増加額
一般	13	8m ³	990円	+165円
一般	13	20m ³	2,824円	+468円
団体	40	1,000m ³	222,508円	+36,850円

※この数値は試算の一例であり、最終決定金額ではありません。

※用途の欄「一般」は一般用（家庭用）、「団体」は団体用（事業所用）を表します。

3. 水道料金体系

【基本水量の引き下げ、用途別料金から口径別料金への移行について】

(1) 基本水量の引き下げについて

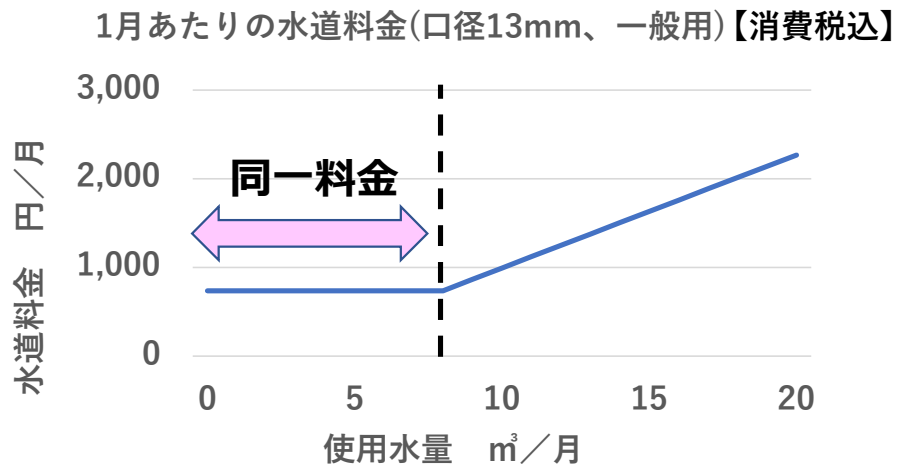
基本料金で使用できる水量のことを基本水量といいます。これは、最低限の生活用水について、無理に節水することなく使っていただくという生活用水への配慮という観点から設定されています。

倉吉市では、基本水量を一般用（家庭用） 8m^3 、団体用（事業所用） 10m^3 に設定しており、一般用の場合、使用水量が 1m^3 の利用者も、 8m^3 の利用者も水道料金は同額になります。

< 公平性の課題 >

基本水量は、生活用水への配慮がなされる一方で、水道利用者間での使用単価に差が生じ、公平性に欠けるなどの課題もあります。

一般用で1月の使用水量が 8m^3 の者と 1m^3 の者の間では、使用単価に約7倍の差が発生します。

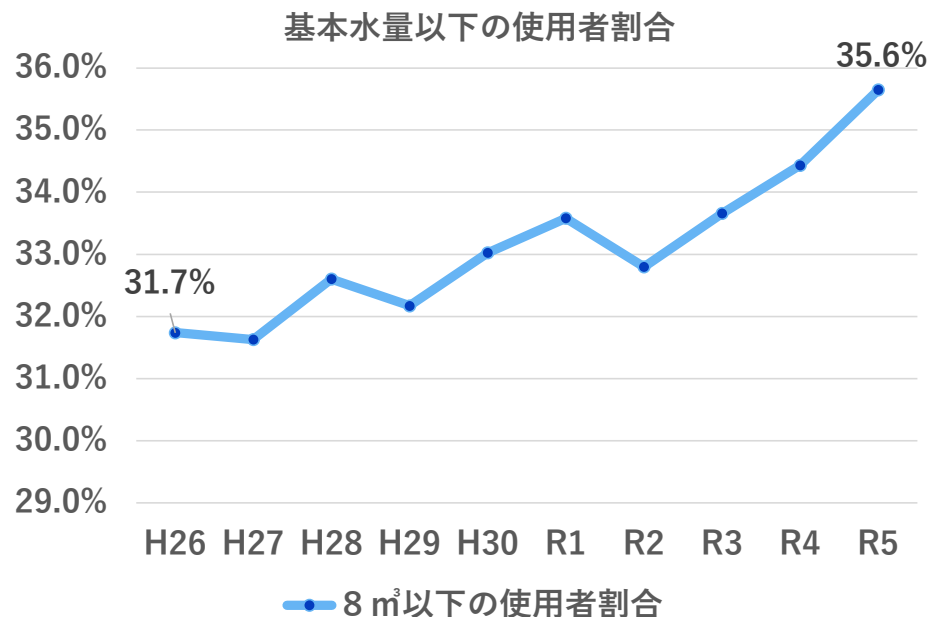
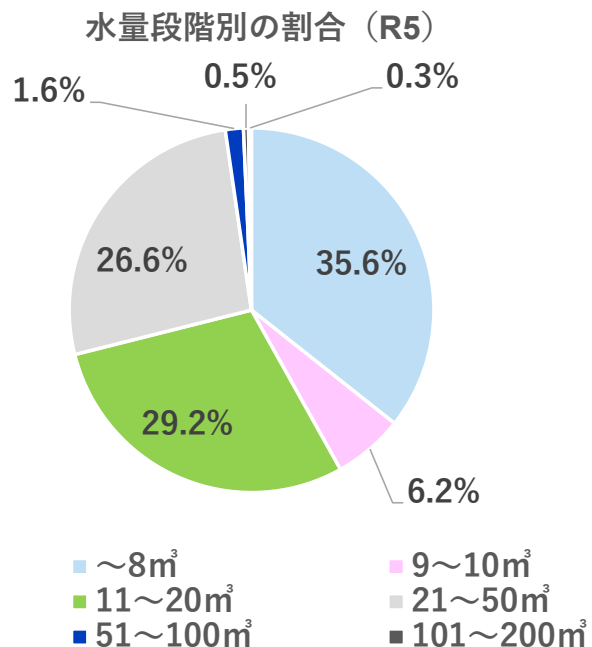


< 経営上の課題 >

次に、用途が一般用（家庭用）の給水戸数（市全体の96.2%）のうち、1月あたりの使用水量が基本水量（8m³）以下となっている戸数の割合を示します。

令和5年度末現在、全体の35.6%が基本水量以下となっていますが、この割合は、節水機器の普及や単身世帯の増加などにより、近年増加傾向にあります。

一世帯あたりの使用水量が減少していることから、現行の基本水量を維持していくことは、経営上厳しい状況となってきています。



基本水量は、設定水量を長期間変更していません。公平性や経営上の観点から、近年の水の使用実態に合わせた見直しの検討が必要だと考えています。

<基本水量を引き下げた場合の料金イメージ>

一般用（家庭用）、団体用（事業所用）ともに基本水量を6m³に引き下げた場合の料金試算の例を次に示します。（料金の表示には、量水器使用料を含みます。）

用途	口径 mm	使用 水量	現行料金 (消費税込)	該当者 イメージ
一般	13	6m ³	825円	単身世帯
一般	13	8m ³	825円	単身世帯
一般	13	20m ³	2,356円	3～4人世帯
団体	40	1,000m ³	185,658円	病院・工場



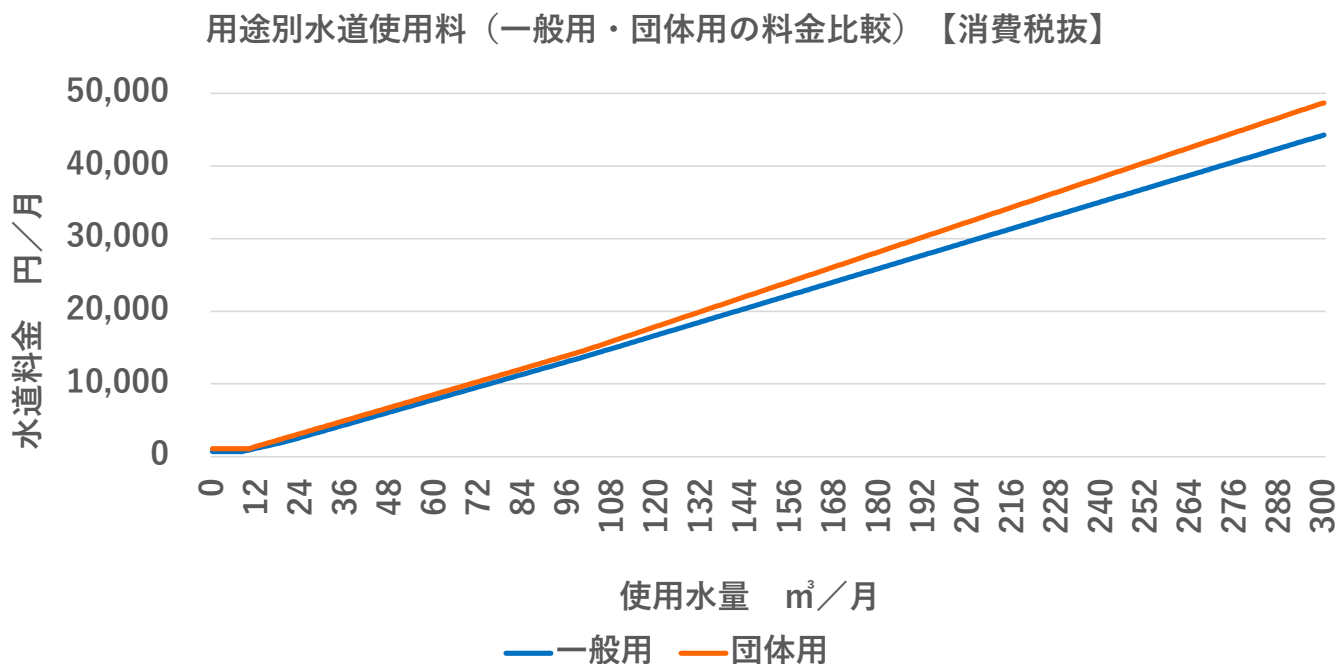
用途	口径 mm	使用 水量	改定後料金 (消費税込)	増加額
一般	13	6m ³	825円	0円
一般	13	8m ³	1,080円	+255円
一般	13	20m ³	2,611円	+255円
団体	40	1,000m ³	186,313円	+655円

※引き下げ後の基本水量（この例では6m³）を超える使用者については、一般用、団体用ともに料金は引き上げとなります。

(2) 用途別料金から口径別料金への移行について

水道料金は、一般用（家庭用）や団体用（事業所用）など使用用途によって料金を設定する用途別料金と、水道の用途にかかわらず、水道メーター（量水器）の口径によって料金を設定する口径別料金とに区別されます。

倉吉市では用途別料金を採用しており、一般用に配慮された料金体系となっています。そのため、同じ水量を使用した場合でも、一般用は、団体用の料金より安くなります。一方で、費用負担の公平性の確保に課題があると言われてしています。



用途別料金体系についても、長期にわたり変更していない体系であるため、今後、見直しを検討する余地があると考えています。

※用途別料金から口径別料金へ変更した場合、使用水量にかかわらず、一般用の料金は引き上げ、団体用の料金は引き下げとなる傾向にあります。